

# 富山県労連

2016年5月号  
発行所  
富山県労働組合総連合  
富山市下富居1丁目7番5号  
TEL 076143315850

## 第87回メーデー全国で16万人参加!!

県労連加盟労組など35団体のメーデー集会在1日、富山市の富山国際会議場で開かれ、約700人が結束を誓いました。

集会は、高教組と民医労が歌「世界に一つだけの花」と共にスタートしました。

冒頭、実行委員長増川県労連議長は「国民の格差を広げ、憲法を壊す安倍政権を許すわけにはいかない。新しい民主社会を築くために共に闘おう」とあいさつしました。また、会場で紹介された道用えつ子さんは「働く皆さんが経済的にも精神的にも豊かに、安心して生活できる社会をつくるために頑張る」と決意を述べました。

し、政権に反対する市民運動も各地で起きている。力を集結し、政治を変えよう」と訴えました。

今年の1分間スピーチ（パフォーマンス部門・デコレーション部門）は去年に引き続き、富山県高等学校教職員組合が最優秀賞に輝きました。また、農民連と民医連（子どもの未来を考えるパパーマの会）が入賞となりました。

「働く皆さんが経済的にも精神的にも豊かに、安心して生活できる社会をつくるために頑張る」と決意を述べました。

下げ中止などを求める発言を採択し、その後富山駅前までパレードをおこないました。



共産党県委員会の上田俊彦委員長は「かつてない野党共闘が実現



## 「働くものの団結で生活と権利を守り、平和民主主義中立の日本をめざそう！」 メーデー富山県集会 700人が結束誓う 野党は共闘 統一候補 道用悦子さん決意

### 参院選勝利へ 道用えつこさんを励ます大集会

参院選富山選挙区に野党統一候補として出馬予定の道用えつ子さんを励ます集会在7日、富山市の富山国際会議場で開かれ、約700人が支援を誓いました。

参加者は大きな拍手で応援しました。「安保法制の廃止を求める者の会」呼びかけ人の石田英敬東京大学教授、「安保関連法に反対するママの会」の長尾詩子弁護士、SEALDs（シールズ）の本間信和さんが駆けつけ、市民と野党がいっしょになって道用さんを国会に押し上げ、全国で参院選に勝利しよう」と呼びかけました。

### 「小さな勇氣」カに変えて

道用さんは、①安保法制廃止②立憲主義と民主主義を取り戻す③個人の尊厳を擁護する政治の実現④安倍政権の打倒―を基本方針に掲げ、保育、介護、労働の問題解決に向け努力していくことを強調。

「みなさん一人ひとりの『小さな勇氣』と、たくさんの県民の『小さな手』で豊かで安心して暮らせる社会をいっしょにつくっていきなりました。



集会后には、安保法制関連法の廃止を訴え、本間信和さんといっしょに富山県で2回目となるサウンズパレードもおこなわれました。

### 不当解雇 メーデーで訴え

建交労は、5月1日のメーデーで城南交通による不当解雇の現状をスピーチしました。

城南交通に勤めていた二人は、本人たちの了解なしに、給料の天引きをされたことで、労働局へ申告をおこないました。これに対し経営者がとったのは報復解雇。この不当解雇に対して団体交渉をおこなうも、経営者は5分で退席。理由も示さず、2人に続いて分会長も解雇しました。

現在裁判に臨んでいる松浦さんは「労働基準法を守られない職場で安心して働き続ける事が出来るでしょうか」と訴えました。

今回の口頭弁論は、6月20日9時50分より開催。午前は主尋問、午後は反対尋問が予定されています。裁判の応援、傍聴よろしくお願ひします。



### 富山県労連移転のご案内

〒930-0814

富山市 下富居 1丁目7番56号

TEL (076) 433-5850

FAX (076) 433-4750

メール toyamakentoren8313@mist.ocn.ne.jp

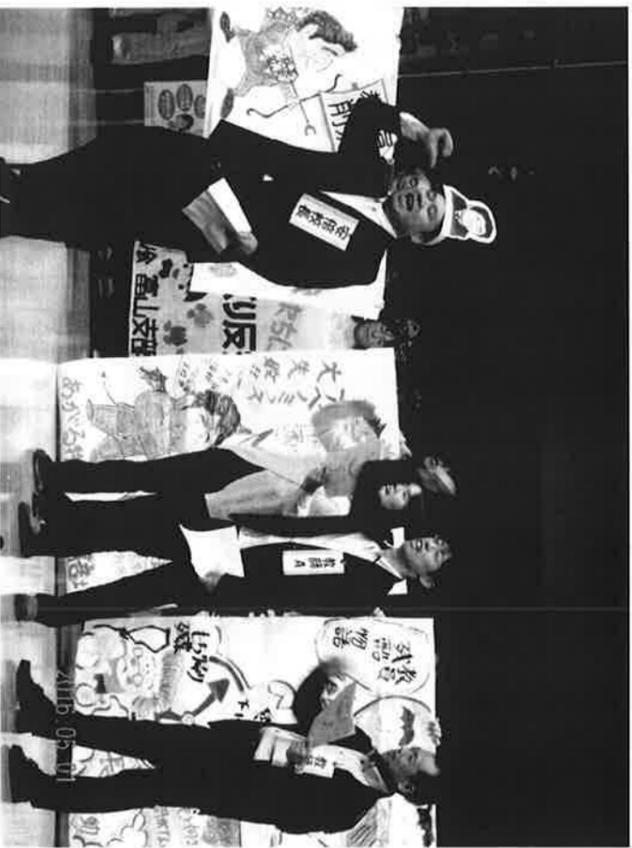
※富山県労連は5月中旬に移転しました。自動車でおこしの際は、パチンコノースラットの駐車場をご利用下さい。

富山県労連 第85回評議員会  
日時：6月18日（土）  
場所：富山県労連 2階会議室  
13:00受付 13:30開会



### メーデースピーチ受賞団体紹介

各組織から恒例の1分間スピーチが行われました。今回は14団体から個性溢れるスピーチがなされました。



### 最優秀賞 高教組

テーマ「教育の政治的中立性って何だ？」

### 入賞 農民連

テーマ「TPPは農薬に」



### 入賞 パンツの会

テーマ「子どもたちを守るために  
パパ・ママにできること」



### 野党統一候補として道用えつ子さん

県内の野党4党は12日、参院選で統一候補として擁立する道用えつ子さんと政策協定を交わしました。

政策協定は富山市内で民進、共産、社民、生活の野党4党の県内組織と統一候補の擁立に動いた市民団体「オールとやま県民連合」の5者が道用えつ子さんと個別に交わしました。このうち、民進党県連との調印では、坂野裕一県連代表と道用さんが、協定書にサインと押印をして握手を交わしました。

その後、ほかの政党とは会場を変えての協定の調印。協定は、道用さんが参院選で当選した場合、政党に属さず、他の選挙区の当選者とともにつくる無所属会派に所属することを取り決めています。

その上で、安本法制の廃止や集团的自衛権行使容認の閣議決定撤回をめざすこと、さらに、与党とその補完勢力を少数に追い込むとした内容で、それ以外の政策課題についても、引き続き協議を重ね、合意へ努力するとしています。

### 富山で調印式

### 平和をテーマに 内田樹さん講演

日本国憲法を守る富山の会と県平和運動センターは2日夜、富山市で憲法公布70周年記念講演を開きました。

学院大学名誉教授の内田樹さんは、第二次世界大戦後、日本はアメリカに従属し、歴代政権は重要事項をすべてアメリカの了解のもとで実行してきたと指摘。個別の政策に国民の多数が反対していても、安倍政権の支持率が4割以上あること背景には、安倍政権へのアメリカの支持があると述べました。それ



れに対しSEALDs（シー・エス・エールズ）などの若い世代が登壇してきた事は希望で、憲法が70年の間に空気のように身に付いてきたことの現われだと強調。これに続いて道用えつ子さんもあいさつをしました。

### 労働相談シリーズ1〜7

①労働条件は書面で。必要事項も法律で明示

ポイント＝採用面接時に労働条件をよく確認しなかったことで、思わぬトラブルになることがあります。求人広告をうのみにせず、労働条件をしっかりと尋ね、採用時に「労働条件通知書」の交付を求めましょう。労働条件の内容は、あなたが合意して初めて成立します。労働基準法は、採用時に口頭ではなく文章で下の項目を明示することを義務付けています。また、事業主はパートを含め10人以上の労働者を雇っている場合、有給休暇、労働時間、休日、休憩時間などの労働条件を規定した就業規則を事業所ごとに作成し、労働基準監督署に届け、労働者が自由に閲覧できる状態にしておくことが義務付けられています。

#### 【明示すべき事項】

- ①契約期間（期間に定めのある場合は更新に関する基準）
- ②仕事をする場所・内容
- ③始業・終業時刻、休日・休憩・休暇、残業の有無
- ④賃金の決定・計算・支払い方法、賃金の締切・支払日、割増賃金率
- ⑤解雇自由など退職に関する事項

電話番号0120-378-060（フリーダイヤル）

Email: toyamakentoren8313@nists.ocn.ne.jp

一人でも悩まずに労働組合・県労連労働相談センターへ！  
富山市 下富居 1丁目7番56号  
TEL (076) 433-5850

### 県教委交渉

4月22日、高教組25名の参加を得て「賃金・時短」等に関わる県教委交渉を行いました。以下は概要です。

#### ■行政の基本姿勢を買す

「憲法が教育基本法より上位法であり、憲法に反する教育行

政はできないこと」、「教育課程の編成権は学校にあること」

を確認しました。また、教育委員会の民主的な運営を要求し、

就学支援金制度に関しては「申請書をより分かりやすいものに

改善せよ」、「アルバイトの事務補助を増やす工夫を」と求め

ました。

#### ■重点要求を展開

まず、3月に提出した「16年度賃金・時短等に関する要求」

に対して、渋谷教育長が、「一切実な要求であると受けとめてい

る」と回答しました。その後、重点要求について、やりとりを

続けました。

#### ■基本賃金引き上げ

02年と現在を比較すると教育

職1表の平均年収は12%近く減り、消費者物価は逆に2%余上

がっていることを指摘し、「一

律2万6千円、平均3万2500

円の引き上げ」の正当性を訴

えました。

#### ■昇給抑制回復

「昇給抑制の完全回復」は、

高教組が毎年要求しているもの

です。

現在、40歳以上49歳未満の職

員は1号、49歳以上は2号の抑

制回復がなされていません。高

教組は、「地域手当がなかった

14県では抑制がなされておらず、

また、新潟では抑制が全廃され

ている」等の例を示し抑制回復を求めました。これに対して県教委は、「今後、調査し交渉する」と述べるに留まりました。

#### ■地域手当一律支給

県内一律支給を求めるとも

要求しました。さらに、スポー

に、「地域手当検討会」で合意

した人事委員会への調査要求を

県教委が正式に行っていない点

を質しました。これに対して県

教委は、「早急に人事委員会に

対応する」と回答しました。

#### ■新たな教員評価制度

地方公務員法の改悪による業

績評価制度に関しては、「校長

が自己目標を示すことはある

と確認し、「評価書の保管期間

は1年でよい」、「高教組も入

る苦情相談機関を作るべきだ

」と要求しました。県教委はこれ

に対し、「今後、話し合いたい」

と回答しました。

#### ■部活動に関して

「部活動の生徒引率者の人数

は、1クワ1会場につき2名

以内」との通知（昭和55年）の

不合理を指摘し、引率者の人数

制限の撤廃を求めました。また、

率責任者になれない」という規

定はおかしいと指摘し、「県教

委がイニシアチブを取ってこの

問題の解決に当たるべきだ」と

要求しました。さらに、スポー

シエキスパートの配置数・職場

からの要求数等を明らかにさせ、

「不足する場合は増員せよ」と

要求しました。

要求しました。